

事務連絡  
平成31年3月29日

各都道府県喀痰吸引等担当 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

### 喀痰吸引等業務に関するQ & Aについて

福祉・介護人材確保対策の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、別添のとおりQ & Aを作成しましたので、ご参考としていただけますようお願いいたします。

なお、平成31年3月6日に送付した事務連絡「喀痰吸引等業務に関するQ & Aについて」につきましては、一部内容を見直し、本事務連絡により訂正させていただきますので、廃止いたします。

(本件照会先)

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課福祉人材確保対策室

資格・試験係（内線 2845、2867）

Tel : 03-5253-1111

分類	質問	回答
喀痰吸引等 研修	<p>喀痰吸引等研修(基本研修(講義・演習))の実施場所として、受講者の利便性に資するよう、登録研修機関の事業所の場所ではなく、別の外部の会議室等を利用したり、受講者の就業する介護サービス事業所等において、当該場所に講師を派遣し、必要な備品等を持ち込むこと等によって受講者が適切に研修を受講できる環境を備えた場合には、当該場所において基本研修を実施してよいか。</p>	<p>お見込みのとおり取り扱って差し支えない。</p>
喀痰吸引等 研修	<p>上記が認められる場合、例えば、登録研修機関の事業所はA県にあるが、B県にある会議室や介護サービス事業所等において基本研修を行うことは可能か。</p>	<p>登録研修機関の登録は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第10条第1項により、登録研修機関の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に登録することとされており、指導監督も当該都道府県が行うこととなる。 このため、外部の会議室等の利用や受講者の就業する介護サービス事業所等の場所において基本研修を行う場合でも、その場所は原則当該都道府県内に限られることが適当である。</p>